

長田区保健福祉部生活支援課生活保護関連業務に係る 会計年度任用職員（特定事務：ケースワーカー）募集要項

1. 募集人数

1名

2. 業務内容

長田区役所生活支援課でのケースワーク業務

- ・被保護者宅への家庭訪問
- ・生活保護業務に関する窓口や電話による問い合わせ対応
- ・生活保護業務にかかる申請書類のチェック及びシステムへの入力

3. 応募資格

- ・Word、Excel を使用しての文書作成、集計作業等の基本操作ができる者（資格不問）
- ・地方公務員法第 16 条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ②神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
 - ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※年齢、学歴は問いません。

※日本国籍を有しない人も応募できます。ただし、日本国籍を有しない人で就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

4. 任用期間

令和 7 年 1 月 12 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

※勤務実績が良好な場合、面接による選考を実施のうえ、再度任用されることがあります。

※育児休業等に伴う職員代替のための任用については、上記の任用期間にかかわらず、その事由が終了すると同時に任用期間も終了となります。

5. 勤務条件等

(1) 基本給

月額：約 22 万円（地域手当に相当する報酬含む、昇給はしません。）

(2) 諸手当等

時間外勤務手当、通勤手当、費用弁償等

(3) 勤務時間・日数

8：45～17：30（休憩 60 分）・週 5 日（38 時間 45 分）

※時間外（休日）勤務が発生する場合があります。

(4) 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始

(5) 休暇

なし

(6) 勤務地

長田区保健福祉部生活支援課（神戸市長田区北町 3 丁目 4 番地の 3）

(7) 福利厚生

健康保険（共済短期）、厚生年金、雇用保険、公務災害補償等
※一定の要件を満たす場合に加入します。

(8) 試用期間

1ヶ月（再度任用する場合も同様）

(9) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし、以下の場合は認められませんので留意してください。
 - ①兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合
（兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の標準勤務時間を上回る場合など）
 - ②兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合
 - ③兼業を行うことによって神戸市の信用を損なうおそれがある場合

(10) その他

- ・基本給及び諸手当は、給与改定等をうけて変更されることがあります。

6. 選考方法

書類選考（履歴書）を行った後、選考合格者を対象に面接を実施し合格者を決定します。

7. 問い合わせ・書類提出先

〒653-8570 神戸市長田区北町3丁目4番地の3

長田区役所保健福祉部生活支援課

※封筒に「会計年度任用職員（特定事務：ケースワーカー）応募書類在中」と朱書きしてください。

電話（078）579-2311（長田区役所） 内線 437

※平日9：00～17：00まで受付（12：00～13：00を除く）

8. 申込方法

①提出書類

履歴書（様式は問いません。）

※面接等の連絡を行いますので、必ず連絡の取れる連絡先を記入してください。

②申込方法

郵送にて「7. 問い合わせ・書類提出先」に提出してください。

③受付期間

令和6年11月28日（木）～令和6年12月9日（月）必着

※採用が決まれば、期間中でも応募を締め切ります。

9. その他

- ・応募資格がないこと又は提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には採用を取り消すことがあります。
- ・本募集において提出された書類は、受付後返却しませんので、ご了承ください。
- ・本募集に際して収集した個人情報、個人情報保護法に基づき、厳正に取り扱い、会計年度任用職員の任用手続き以外の目的で利用することはありません。